経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林保健所 | 大阪府保健所結核検診委託業務の契約書では、請求書を受理した日から30日以内に支払うとされているが、支払が遅れているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事例 | 請求書収受日 | 支払日 | | １ | 平成26年８月29日 | 平成26年11月６日 | | ２ | 平成26年９月２日 | 平成26年11月６日 | | ３ | 平成26年９月２日 | 平成26年11月６日 | | ４ | 平成26年９月８日 | 平成26年11月６日 | | ５ | 平成26年９月９日 | 平成26年11月６日 | | ６ | 平成26年９月12日 | 平成26年11月６日 | | ７ | 平成26年９月12日 | 平成26年11月６日 | | ８ | 平成26年９月22日 | 平成26年11月６日 | | ９ | 平成26年９月22日 | 平成26年11月６日 | | 10 | 平成26年11月６日 | 平成26年12月16日 | | 11 | 平成26年11月６日 | 平成26年12月16日 | | 12 | 平成26年11月10日 | 平成26年12月16日 | | 13 | 平成26年11月10日 | 平成26年12月16日 | | 14 | 平成26年12月15日 | 平成27年２月３日 | | 15 | 平成26年12月15日 | 平成27年２月３日 | | 財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、今後は適正な事務処理を行われたい。  【大阪府保健所結核検診委託契約書】  （請求及び支払）  第６条  ２　甲は、乙から前項の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払う。 | 監査の指摘を受けて、監査の結果を所内全職員に周知し、支払遅延防止について注意を喚起した。  また、結核検診委託業務に係る支出事務については、これまでおおむね１か月単位でまとめて事務をしていたが、これを、毎月10日・20日・月末の３回を目途に行うこととした。  今後は、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成27年12月８日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 柴島高等学校 | 契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 契約内容 | 契約金額 | 請求年月日 | 支払年月日 | | 消防用設備等保守点検委託（総合点検及び機器点検） | 235,590円 | 平成26年８月12日 | 平成26年８月28日 | | ２階総合ゼミ室天吊エアコン室内機及びロスナイフィルター洗浄作業委託 | 25,920円 | 平成26年８月31日 | 平成26年９月17日 | | 運動場等側溝泥上げ業務その他清掃業務委託 | 282,420円 | 平成27年１月31日 | 平成27年２月17日 | | 財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】  （定をしなかった場合）  第10条　政府契約の当事者が第４条ただし書の規定により、同条第１号から第３号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第１号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第２号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第３号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第８条の計算の例に準じ同条第１項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。 | | 改めて、本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、支出事務のルール及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の趣旨、内容等について、周知徹底を図った。（平成28年２月10日）  今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、所属内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年12月１日）